

## 1社随意契約する理由

業務名	史跡村上城跡黒門跡石垣（第I工区）修復工事監理業務委託
1社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による（目的・性格）</p> <p>史跡村上城跡黒門跡石垣（第I工区）修復工事は、文化財保護法により整備を行っています。そのため文化財として石垣が造られた時代に合わせた忠実な復元が必要であるため、石垣復元に実績のあるコンサルタントに工事監理を委託したい。</p> <p>このことから、下記業者は文化庁が認めた文化財修理の技術者が充実し、平成4～6年度に村上市が実施した「お城山の遺構調査測量業務」や平成10年度の「史跡村上城跡石垣調査」、平成12～25年度の「石垣修復工事実施設計業務・石垣修復工事監理業務」等を受託した実績があり、村上城跡については熟知している。</p> <p>また、石垣修復工事に当たっては、統一した歴史認識、見解、技法が求められることから、同一業者による一貫した技術指導の必要があるため、下記業者と随意契約をしたい。</p>
随意契約の相手方	東京都荒川区西日暮里2-32-15 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 理事長 高塩 至